

令和3年 山形県「北方領土の日」関連事業 実施要領

1 趣 旨

昭和56年1月6日の閣議において、2月7日を「北方領土の日」と定めることが決定された。その後、昭和61年の都道府県民会議全国会議において、2月を「北方領土返還運動全国強調月間」に設定されて以降、北方領土に係る国民の関心と理解を一層深めるため、毎年2月に全国各地で重点的な返還要求運動を実施している。

山形県北方領土返還促進協議会（以下、「県協議会」という。）においても、北方領土問題及び北方領土返還に対する県民世論の一層の高揚を図ることを目的に、下記により、「北方領土の日」関連事業を実施する。

2 内 容

(1) ラジオ番組・CMによる啓発広報

① 山形放送「グッとモーニン!!」内ラジオカー・キャンペーンメッセージでの啓発

放送期間：2月1日(月)～5日(金) ※平日のみ

放送時間：8:15頃からの約2分間

② FM山形スポットCMの啓発

放送期間：2月1日(月)～7日(日)

放送時間：1日2回 朝と夕方の通勤・帰宅時間帯に30秒ずつ

(2) 県政広報媒体を活用した周知広報

県民のあゆみ・県政テレビ・県政ラジオにおいて、北方領土の日関連事業の紹介などの周知広報を行う。

① 県民のあゆみ

「おいしい山形インフォメーション」での周知

掲載号：令和3年1月号

② 県政テレビ

「やまがたサンデー5」（山形放送）内の「県からのお知らせ」での周知

放送日時：2月7日(日) 17:15～17:30

③ 県政ラジオ

山形放送「フレッシュインフォメーションやまがた」での周知

放送期間：2月1日(月)～5日(金) ※平日のみ

放送時間：10:15～10:18

FM山形「山形リビングインフォメーション」での周知

放送期間：2月1日(月)～5日(金)

放送時間：(月)、(水) 17:30～17:33、(金) 18:15～18:18

(3) 県庁等での庁内放送による北方領土問題の啓発広報

① 県庁

放送期間：2月1日(月)～5日(金)

放送時間：お昼休み 30秒程度

② 総合支庁・市町村

放送期間及び放送時間については、パネル展等に合わせて各実施機関で定める。

(4) 北方領土パネル展の開催

北方領土問題の啓発を行うため、県庁・総合支庁のロビーにおいて、パネル展を開催する。併せて、署名台を設置して署名活動を行う。

場 所	日 程
置賜総合支庁 ロビー	1月25日(月)～1月29日(金)
県庁 ロビー	2月1日(月)～2月5日(金)
庄内総合支庁 ロビー	2月8日(月)～2月12日(金)
村山総合支庁 ロビー	2月15日(月)～2月19日(金)
最上総合支庁 ロビー	2月22日(月)～2月26日(金)

(5) 署名活動の実施及び懸垂幕・のぼり等の掲示

北方領土の早期返還実現に向けた政府要請のための署名活動を行う。併せて、県、市町村、協議会会員の庁舎に懸垂幕、のぼり旗等を掲示する。

実施期間：2月1日(月)～26日(金) (※実施日については、各実施機関で検討。)

(6) その他

① ポスターの作成・配付

県協議会の取組みを周知するためのポスターを作成し、関係機関等に配付するとともに、庁舎内に掲示する。

② 啓発物品の作成・配付

県協議会で啓発物品(ポケットティッシュ)を作成し、(独)北方領土問題協会作成のパンフレット、ボールペン等と併せて、関係機関等に配付する。